

# 中間市水道事業あり方検討委員会 答申書 (概要)

## 諮問内容

- 1 中間市水道事業の将来的な位置づけとあり方に関する事。
- 2 中間市水道事業の経営改善と経営形態の確立に関する事。
- 3 その他、中間市水道事業の運営に関する事。  
上記3件について、検討を行った。

## 中間市水道事業の課題

### 1. 人口・水需要の減少

今後の人口減少に伴い水需要はますます減少する。

H30年度  
給水人口 58,781人  
1日平均給水量17,244m<sup>3</sup>/日

R40年度  
47,261人  
13,211m<sup>3</sup>/日

大規模な断水  
事故の危険が  
増加

### 2. 経営状態

現状 経常利益は黒字・累積欠損金なし

決算上は良好

今後、悪化

更新費  
が増大

原因 主に浄水施設の計画的な更新が未実施のため、減価償却費が低い。

施設の老朽化  
が増大

### 3. 施設の老朽化

相対的に老朽化が進行。  
管路経年化率は27.54%  
管路更新率は1.39%  
※全管路更新に約70年必要。

### 4. 管理体制

H30年度で上水道課職員は21名。  
(再任用職員含む、臨時職員除く)  
40歳以上の比率は全職員対象で76%  
技術系職員対象で85%  
※技術の伝承と定期的な職員の任用が課題。

## 水道使用料

1か月当り水道料金(20m<sup>3</sup>/月 Φ13mm 税抜き 令和2年度)

直近水道料金 改定年度	中間市	北九州市	芦屋町	水巻町	苅田町	行橋市	岡垣町	鞍手町	直方市	飯塚市	宗像市	(注) 芦屋町・水巻町は北九州市の事業区域
水道使用料	S57 2,260	H20 2,000	(注) 2,000	(注) 2,000	H12 3,130	H17 3,654	H2 2,663	H29 2,743	H9 3,710	H13 2,060	H9 3,720	

※H30年度県平均3,722円/m<sup>3</sup>、中間市の水道料金は県平均に比べ低廉。料金改定はS57年度以降未実施。

## 取り組むべき方策

「住民サービスの維持・向上と安定した水道事業経営の両立」をめざす。

水の安定供給  
・適正な水道料金  
アセットマネジメント等に基づく計画的な施設更新・財政予測による計画を確立する。

補助金等を最大限に活用し・住民負担を低減化する。  
必要な費用に見合う水道料金の再検討を行う。

※ 分かりやすく、丁寧な説明を早急かつ不断に行う必要がある。

住民への説明  
水道事業の施設の老朽化による、更新が急務。  
水道料金見直しの再検討の必要性。

アセットマネジメント・経営戦略等の作成・更新

有効な事業計画・財政収支見通しの作成・更新

## 将来の経営形態

上記方策を行いながら、「住民サービスの維持・向上と安定した水道事業経営の両立させる」ために4ケースの経営形態を比較した。

- ・CASE1  
唐戸・西部浄水場機能分の新浄水場建設し、単独経営を続ける。
- ・CASE2  
遠賀町地区を 自治体A から用水供給を受け、西部浄水場を廃止。  
唐戸浄水場機能分の新浄水場を建設し、一部広域連携を行う。
- ・CASE3  
遠賀町地区を 自治体A から用水供給を受け、西部浄水場を廃止。  
R19年度に 自治体A と経営統合し、公営企業債償還後に事業統合。
- ・CASE4  
R9年度に 自治体A と経営統合し、公営企業債償還後に事業統合。

※検討の留意点  
広域連携の条件は、現状では不明。仮定の基で検討を行った。

### 主な仮定事項

- ・各種費用
- ・用水受水費と料金改定
- ・経営、事業統合の条件
- ・将来の配管更新費

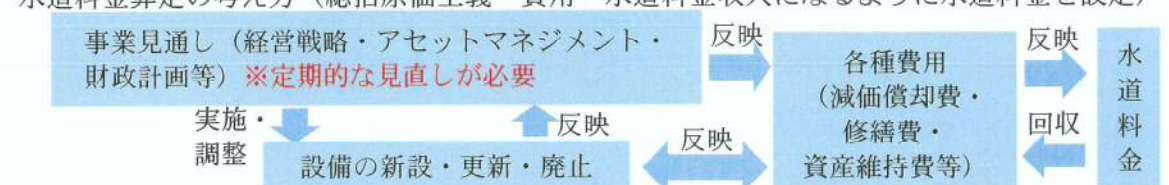
	主なメリット	主なデメリット
CASE1	経営を独自の判断で行える。	スケールメリットは他の広域連携に比べ活かせない。職員の確保・技術の伝承が必要。
CASE2	用水供給による配管接続で、緊急時の応援が拡大する可能性がある。	自治体A の供給条件が不明。職員の確保・技術の伝承が必要。
CASE3	スケールメリットを最大に活かし、水道料金総額は最も低い。公営企業債を完済できる。	統合前後で最も水道料金差が大きい。統合後は水道行政の意思形成に關与できない可能性がある。
CASE4	最も早く、自治体A の水道料金になる。公営企業債を完済できる。	統合前後で最も水道料金差が大きい。統合後は水道行政の意思形成に關与できない可能性がある。



## 考察・まとめ

- 1 「中間市水道事業の将来的な位置づけとあり方に関する事」について  
CASE4は財政・業務量的に現実的でない為、これ以上の検討は行わない。また現時点で最適な手法や検討の優先順位を選び出しは困難なため、残り3ケースに追加の付帯意見を提出する。  
・単独経営を維持するCASE1  
水道事業を独自に経営することがまちづくりにおける施策選択の自由度を高めるというメリットがあるが、大規模災害時の対応等、小規模水道事業体としての課題を抜本的に解決することが難しい。  
・一部用水供給を併用して単独経営を維持するCASE2  
一定期間後に単独経営・事業統合いずれの方向にシフトした場合でも、柔軟な対応が可能になる。  
・長期的に統合を目指すCASE3  
全体的なメリットは他2ケースに比べ大きい為、不確定な要素が多く早急に整理が必要である。事業の不可逆性(経営統合をしてしまうと後戻りできない)が大きなデメリットになる可能性がある。
- 2 「中間市水道事業の経営改善と経営形態の確立に関する事」について  
実施しておくべき取組みに不十分な点があり意見を提出する。現在全国的に水道インフラの老朽化が問題になっており、計画的に施設の更新を実施し水道水を安定的に供給するには「総括原価主義」による水道料金の設定が不可欠である。その前提として、水道施設の現況把握・将来の更新計画の策定につながるアセットマネジメントや経営戦略の策定を計画的に進めることを要望する。経営形態の検討については、浄水場改良等の大規模投資を行う前の現時点で、統合・広域連携の条件を精査し単独運営と広域連携・統合の比較検討を行う必要がある。また広域化には長期の取組みを要するため早期に検討を行い、単独経営と広域連携どちらも選択可能な状態を作る必要がある。また3事業体以上の統合は、国の交付金等の財政支援があるため広域連携を行う際は併せて検討していただきたい。

水道料金算定の考え方(総括原価主義…費用=水道料金収入になるように水道料金を設定)



- 3 「その他、中間市水道事業の運営に必要なこと」について  
現行施設の老朽化への対応等は適切な措置を講じると共に、住民等に水道事業の現状と住民負担・サービスの見直しの必要性を説明し理解を得ること。なお、近隣事業体との災害・応援協定等を拡充し緊急の事態に備えることも重要である。

## 留意点

自治体A からの受水単価・統合条件は中間市の仮定下である。広域連携の条件が明らかになれば、検討結果の有利・不利が逆転する可能性もある。よって、広域連携の条件によっては検討結果・考察内容に關らず必要に応じ新たな方向性を検討すべきである。